

中国地方広域連合調査特別委員会資料

(平成25年3月21日)

■中国地方における広域連合設立に向けた検討の状況について

○中国地方における広域連合設立に向けた検討	1 ページ
○中国地方 5 県ドクターへリ広域連携に係る基本協定締結について (H25. 2. 22 福祉生活病院常任委員会報告資料)	4 ページ
○地方分権改革推進本部の設置について (H25. 3. 8 開議決定)	6 ページ
○新藤大臣会見 (H25. 3. 8)	7 ページ
○地方分権改革推進本部の設置及び義務付け・枠付けの第4次見直しについて (H25. 3. 8 全国知事会)	9 ページ
○地方分権改革の推進に向けて (H25. 3. 8 関西広域連合)	10 ページ
○第183回国会安倍内閣総理大臣施政方針演説 (抜粋)	11 ページ
○第183回国会答弁 (国出先機関関係)	12 ページ
○日本維新の会による国出先機関改革法案提出の動き	16 ページ
○2012各政党の政権公約 (地方分権・道州制関連)	17 ページ

企画部

中国地方における広域連合設立に向けた検討

企画部

《今後の取組》

- 国の動向を注視しながら、引き続き国出先機関の事務・権限の移譲を国に対して求めていく。
- 中国地方知事会議（平成24年11月21日）における次のようなとりまとめや国等の動向なども踏まえ、次の中国地方知事会議（平成25年5月で計画）に向けて、引き続き、事務方で広域連合設立や各県間の連携に向けた取組の検討などを進める。
 - ・広域連合の組織や運営コストに関しては、できるだけコストパフォーマンスのよい組織を目指して、検討を進める。
 - ・持ち寄り事務については、広域防災・広域医療以外の分野（産業、観光等）についても、どのような事務を持ち寄ることがふさわしいか、引き続き検討を進める。
 - ・国出先機関の受入れに係る検討・準備については、県議会のほか、市町村、県民などの理解を十分に得て進める。

〈参考〉これまでの経緯

①平成24年6月1日の中国地方知事会議（於・山口県岩国市）において、政府が進める国出先機関の地方移管の受け皿となる中国地方における広域連合設立に向けた検討を進めることについて合意した。

【広域連合設立のねらい】

- 地方分権改革を前進させるため、国の出先機関の事務・権限の受皿の役割を担う。
- あわせて、中国地方における広域行政の実施主体の役割を担う。

②中国5県の6月議会において、それぞれ各県議会に対して合意内容の説明を行い、合意内容に対して概ね異論はなかった。

③7月19日の中国地方知事会「中国地方広域連合に係る懇談会」（於・香川県高松市）において、5県知事（山口県は知事選のため副知事参加）が意見交換を行い、

- ・国に対して意思表明を行うこと
- ・持ち寄り事務は合意済みの2分野（広域防災、広域医療〔ドクターへリの運航調整〕）に加え、他分野（広域観光、広域産業振興、中山間地域振興など）も検討を行うこととした。

④事務ベースで、先進的取組を行っている関西広域連合の現地調査（本部事務局〔8/28〕、広域防災局〔7/25〕）、四国知事会の現地調査（香川県〔8/24〕）を行った。また、持ち寄り事務の拡大、広域連合検討会への政令市参加等について、意見交換を行った。

⑤8月7日、石井中国地方知事会長（岡山県知事）をはじめ中国5県で後藤内閣府副大臣に対し、共同声明「国の出先機関の事務・権限の移譲に係る中国地方の取組について」等を提出し、中国地方知事会としての意思表明（手挙げ）を行った。

【後藤副大臣の発言】

- ・基本的には、共同声明に記載された方向で進めていく。
- ・しかし、特に大規模災害時について市町村が懸念を示している。市町村に対しては、丁寧な説明が必要である。県からもよく説明していただきたい。
- ・民主党内においてもいろいろな意見がある。
- ・人員や財源については、年内に取りまとめ・整理をしたい。
- ・今後開催される「アクション・プラン」推進委員会には、中国地方知事会にも出席していただく。

- ⑥10月16日開催の中四国サミット（於・香川県高松市）において、国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案の早期成立、制度上の諸課題の速やかな解決を内容とする「国の出先機関改革の迅速かつ確実な実行」に係る共同アピールを採択した。
- ⑦11月13日開催の「アクション・プラン」推進委員会に平井知事が中国地方知事会代表として参加し、法案の早期成立を要請した。
- ⑧11月21日開催の中国地方知事会議（於・岡山県岡山市）において、国出先機関の事務・権限の移譲について意見交換を行い、国の動向を注視しながら、引き続き国出先機関の事務・権限の移譲を受ける準備を加速することで合意した。また、国に対して、改めて地方分権改革の断行を求める共同アピールを採択した。
- ⑨平成25年1月23日に中国地方5県による広域医療〔ドクターヘリの運航調整〕について協定を締結した。

=国等の動向=

平成 24 年 11 月 15 日 「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」閣議決定

11 月 16 日 衆議院解散

※自民党「J-ファイル 2012 自民党総合政策集」より

民主党が進める国の出先機関の特定広域連合への移管は反対し、地方出先機関の広域災害対応力の一層の強化を図るとともに、国と地方のあり方と道州制の議論を整理します。

平成 25 年 2 月 21 日 自民党道州制推進本部総会開催

※自民党「J-ファイル 2012 自民党総合政策集」より

道州制基本法を早期に制定し、その後、5 年以内に道州制の導入を目指します。

3 月 8 日 地方分権改革推進本部の設置

安倍政権の出先機関に対するスタンス

- 民主党政権下で閣議決定された出先機関の機能を移譲する法案に対しては、市町村から大規模災害発生時の危機管理体制などに関する慎重な意見が表明されていることから、法案の取扱いについては、与党の基本的な考え方を踏まえ、地方の声も伺いながら慎重に検討を行う。
- 出先機関をどうするかということについては、地方分権改革推進本部を中心として、まずは国の出先機関から地方への事務・権限の移譲等必要な取組みについて、これまでの経緯や地方の声なども踏まえて検討を進める方針である。

日本維新の会の動き

- 閣議決定した法案について、自公政権が国会に提出しないのであれば、日本維新の会の名義で国会に提出することを検討している。

地方分権改革推進本部

- 義務付け・枠付けの見直しや国から地方への事務・権限の移譲等について検討が行われる。義務付け・枠付けの第 4 次見直しについて 3 月 12 日に閣議決定された。
- 今後、国から地方への権限移譲について議論が行われる。
(前自公政権で検討が進められていた直轄道路・直轄河川やハローワーク等について検討が進められることが想定される。)

中国地方 5 県ドクターへリ広域連携に係る基本協定締結について

平成 25 年 2 月 22 日
健康医療局医療政策課

中国地方 5 県ドクターへリの相互利用に向けて、基本協定の締結を行いましたので報告します。

1. 中国地方 5 県ドクターへリ広域連携に係る基本協定締結式

- (1) 日 時 平成 25 年 1 月 23 日（水）午後 0 時 50 分～午後 1 時 10 分
(2) 場 所 都道府県会館 403 号室（4 階）（東京都千代田区平河町 2-6-3）
(3) 出席者 烏取県知事 平井 伸治（ひらい しんじ）
島根県知事 溝口 善兵衛（みぞぐち ぜんべえ）
岡山県知事 伊原木 隆太（いばらぎ りゅうた）
広島県知事 湯崎 英彦（ゆざき ひでひこ）
山口県東京事務所長 村田 常雄（むらた つねお）
島根県立中央病院病院長 中山 健吾（なかやま けんご）
川崎医科大学附属病院病院長 角田 司（つのだ つかさ）
広島大学病院病院長 茶山 一彰（ちゃやま かずあき）
山口大学医学部附属病院病院長 岡 正朗（おか まさあき）

2. 中国地方における広域連携方針

○ 広域連携のパターン

ドクターへリの広域連携については、連携を実施している他県の状況などから、以下の類型に係る 5 県及び 4 基地病院による基本協定を締結し、連携を実施。

（1）効果的な活動範囲を考慮した相互乗入

ドクターへリの機動性を考慮し、活動範囲を一つの県だけでなく、基地病院から一定の範囲とすることで、効率的かつ効果的な救急医療体制を構築する。

- 活動範囲が県境を跨ぐ地域をカバーしあうとともに、出動要請が重複した場合を補完
- 救命効果が高いといわれる「30分以内」での救急医療体制の確立
- 運航の詳細は関係県による協議により決定

（2）災害等における多数傷病者発生時の応援

災害等による多数傷病者が発生した際に、各県のドクターへリが応援を行うこととする。

3. 今後の予定

- 相互乗入については、関係県において実施に向けた運用上の協議を実施
- 災害応援については、各県で運航要領等に災害時の対応を記載し、応援体制を確認

中國地方5県ドクターへり広域連携に係る基本協定

鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県（以下「5県」という。）並びに島根県立中央病院、川崎医科大学附属病院、広島大学病院及び山口大学医学部附属病院（以下「基盤病院」という。）は、5県において各県が運用するドクターへりの広域的な連携体制による救急医療体制の充実を図るために相互利用及び災害時における相互協力を目的として次のとおり協定を締結する。

（委任）

第8条 この協定に定めるもののほか、ドクターへりの広域連携の実施に際し必要な事項は、関係する県及び基盤病院が協議して別に定める。
この協定の締結を証するため、本書9通を作成し、9署名のうえ、各1通を保有する。

（実施体制）

第1条 この協定に定める事項は、5県、基地病院及び運航業務受託者が良好な関係の下に実施するものとする。

（対象地域）

第2条 相互利用に係るドクターへりの出動対象地域は、別に定める。ただし、多数の傷病者が発生したとき等ドクターへりによる救急医療の有用性が認められる場合には、出動対象地域以外にも出動できるものとする。

（要請）

第3条 出動対象地域においては、傷病者の生命に関わる等の理由から緊急性を有するると認められる場合に、基地病院からの運航距離及び時間を勘案して、他県のドクターへりを要請できるものとする。

（災害時の運用）

第4条 災害発生時ににおけるドクターへりの広域的な運用については、各県の運航要領等に基づき協力して行う。

（連絡会議）

第5条 この協定に基づくドクターへりの連携が円滑に行われるよう、関係機関による連絡会議を設置する。

（費用負担）

第6条 この協定に基づくドクターへりの出動に係る費用は、原則として出動する側の負担とする。ただし、運航開始後の実績等を踏まえ、負担ルールについて見直すこととする。

（事故等への対処）

第7条 ドクターへりの運航に起因する事故等については、運航業務受託者、基盤病院及び関係県の責任において対処するものとする。

平成25年1月23日

鳥取県知事

島根県知事

岡山県知事

広島県知事

山口県知事

島根県立中央病院
病院長

川崎医科大学附属病院
病院長

広島大学病院
病院長

山口大学医学部附属病院
病院長

地方分権改革推進本部の設置について

平成 25 年 3 月 8 日
閣 議 決 定

1. 地方分権改革の推進に関する施策の総合的な策定及び実施を進めるため、内閣に地方分権改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

2. 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。

本部長 内閣総理大臣

副本部長 内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（地方分権改革）

本部員 他の全ての国務大臣

3. 本部の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣府において処理する。

4. 平成 21 年 11 月 17 日の閣議決定により設置された地域主権戦略会議は、これを廃止する。

5. 前各項に掲げるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

◎速報！大臣会見（新藤義幸総務相）

地方分権改革の推進に政府が一体となって取り組むため、総理を本部長として全閣僚で構成される地方分権改革推進本部が本日設置された。これまで設置されていた地域主権戦略会議は、内閣としての政策検討機能と有識者による調査審議機能がやや混在している傾向があった。そこで閣僚から成る地方分権推進本部は内閣において政策検討を行う（とともに）、私の下に有識者会議を設置し、専門的かつ事務的な検討を行うこととし、それぞれ体制を整えることとした。有識者会議には地方団体の関係者も参加する。なお地域主権戦略会議は推進本部を設置する閣議決定で本日、廃止させていただいた。

第1回地方分権改革推進本部の会合だが、総理である本部長から「地方の元気なくして国の元気はなく、魅力あふれる地域をつくるため地方分権改革の取り組みを進めいくことが不可欠である。国の法令による義務付け、枠付けを見直し、国から地方への事務権限の移譲を進める。各閣僚は省庁の利害にとらわれることなく率先して協力し、所管分野における改革にリーダーシップを発揮してもらいたい」という発言があった。

次に私から、義務付け、枠付けについて第4次見直しについて説明した後、本部として決定を行い、3月12日に閣議決定することを確認した。今回の見直しのうち、法律で対応する事項については昨年廃案となっている第3次一括法案に関する事項と合わせて、新たな一括法案として今通常国会に提出することを確認した。法案提出は4月中旬を予定している。私としても総理の考えを踏まえ、地方分権改革の推進に一層積極的に取り組んでまいりたい。

Q、分権の有識者会議はいつ設置し、具体的にどういうテーマを検討していくか。

A、既に人選に入っていて、可及的に速やかに固まり次第、有識者会議も進めていきたい。学界、有識者、地方の関係の方々、分権に対する造詣の深い方々にお願いをしようと思っている。これからの中の有識者会議は地方分権を今後どのように進めていくべきなのか。義務付け、枠付けは今回の第4次見直しで、できることはかなりやってきたので、今後の地方分権の進め方について議論いただくとともに、地方分権によって何を成し遂げねばならないのかについても議論のテーマにしていただきたいと思う。

Q、地方分権改革推進本部は、主権は国にあるという思いから名称変更したのか。

A、そもそも地域主権という言葉は法律にはなじまなく、かつ、今までの地域主権戦略会議も法律の設定ができなかった。よって、私は地方分権改革担当大臣として法律に基づいて、このような会議を設置したいと。もちろん閣議決定で設置するわけだが、言葉については、担当している「地方分権」という形でやったものである。事務的にきちんと整理したものを活用したことだ。

Q、（民主党時代の方式を改め）推進本部と有識者会議で審議を分けた理由は。

A、もともとは本部と有識者会議は分かれていて、当初は有識者会議は法律で設置した。それらが前政権では別の考えがあつて一つにしたのだろうが、その結果、やや機能が混在しているきらいもみられた。ということで、まず推進本部はきちんとした決定機関として閣僚に協力いただいて、義務付け、枠付けが進むような体制をつくっていく。一方で有識者会議は、いろいろな意見を実務的に自由にいただける場として、担当大臣の下での設置にさせていただいた。

Q、道州制とか出先機関改革については民主党の（時代）のものについては見直すスタンスだが、今後どういう議論に。

A、道州制は道州制で議論が国会、党の方でも行われている。地方分権を今後進めいくには何を目的としなければいけないのか、ということをもう一度整理したほうがいい。一区切りで、今までの義務付け、枠付けでできることはメニューが出そろって、その中から最大限の努力をした。まだ残っているので義務付け、枠付けも今後検討するが、もう一度方向性を再確認しようではないかということが大切だと思う。

Q、確認だが道州制、出先機関改革は議論の対象になっているのか。

A、もちろんそれらも含めて分権改革の一環として議論されるのではないかと思う。

(了)

地方分権改革推進本部の設置及び 義務付け・枠付けの第4次見直しについて

本日、安倍内閣総理大臣を本部長とする地方分権改革推進本部が内閣に設置された。政権発足2ヶ月余で、総理を本部長とする推進体制を整えられたことは、地方分権改革に政府一丸となって取組む姿勢を明確にされたものであり、歓迎するものである。

また、本部会合で「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」が決定された。今回の第4次見直しは、昨年7月に地方から提案して以降、政権交代があったにもかかわらず、とりまとめられた。新藤地方分権改革担当大臣のリーダーシップをはじめ、関係者の努力に敬意を表するものである。

今後は、法改正を必要とされた項目については、廃案となった第3次一括法案と併せ、今国会に関連法案を提出の上、早期に成立を期していくことを強く望むものである。

また、法改正によらず事務改善を行うとされた項目については、各府省において速やかに実行に移すことを強く求める。

義務付け・枠付けの見直しは、地域の実情に応じた行政サービスの実現にとどまらず、意欲ある地方・民間の力が引き出されることにより、地域に活力や元気を生み、地域経済の再生にもつながるものである。

農地転用など土地利用規制や、保育所など福祉施設に関する義務付け・枠付けなど、地方分権改革推進委員会の勧告のうち、これまで十分に実行に移されていない項目をはじめ、地域経済の再生・地域活性化につながる見直しを進めることが必要である。

政府においても、地方分権改革推進本部と新藤大臣の下に設置される有識者会議を最大限活用し、年次に決定する「骨太方針」において地方分権改革の方向性を明確化するなど、さらなる取組を強く期待する。

地方としても、地域の創意工夫を發揮し、地方分権改革を進めていく決意である。

平成25年3月8日

全国知事会地方分権推進特別委員会
委員長 佐賀県知事 古川 康

地方分権改革の推進に向けて

人口構造の激変やグローバル社会の進展、外交・安全保障問題など我が国が直面する課題に効率的・効果的に対応するには、中央集権ではなく、地方分権改革を進め、自立分権型社会構造に変えていくことが不可欠である。

そのため、責任と負担の所在が必ずしも一致せず、相互依存・もたれ合いの状況にある現在の国と地方の関係を再構築する必要がある。

この度、安倍内閣総理大臣を本部長とする「地方分権改革推進本部」を設置され、政府として地方分権改革の推進に向けた体制を構築されたことは我々としても歓迎しているところであるが、地方の実情に応じた真の分権改革を推進するため、以下について強く要請する。

1 地方分権改革推進委員会の設置

地方分権改革の具体的な検討を行うため、第一次安倍内閣で設置されていた「地方分権改革推進委員会」に相当する機関を速やかに発足させ、その構成委員には、地方自治の当事者として、全国で唯一の府県域を越える広域自治体である関西広域連合の参画を可能とすること。

2 国出先機関の地方移管の強力な推進

政府・与党の主張する道州制においても国出先機関の地方移管は当然に前提となるものであることから、関西広域連合などの府県が構成する特別地方公共団体への国出先機関の移管を内容とする法律案を今国会へ提出し、その成立を図ること。

この場合、先行的に関西広域連合を受け皿とする取組を強力に推進すること。

併せて、中央省庁の事務・権限においても地方に委ねるべきものは積極的に移譲すること。

3 分権改革の推進にあたっての地方意見の反映

地方分権改革推進本部において、分権改革の推進に関する施策を策定及び実施するにあたっては、改革の趣旨に即して、「国と地方の協議の場」を活用することなどにより、地方の意見を最大限反映すること。

平成 25 年 3 月 8 日

関西広域連合

連合長	兵庫県知事	井 敏三
副連合長	和歌山県知事	戸 喜吉
委員	滋賀県知事	坂 伸由
委員	京都府知事	田 紀子
委員	大阪府知事	嘉 啓二
委員	鳥取県知事	田 邦一郎
委員	徳島県知事	松 伸一郎
委員	京都市長	井 治門
委員	大阪市長	泉 大作
委員	堺市長	川 嘉徳
委員	神戸市長	下 山徹
		竹 修身
		矢 立郎

第百八十三回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説 (抜粋)

衆・本会議（平成25年2月28日(木)）安倍総理大臣

魅力あふれる地域を創ります。その鍵(かぎ)は、地域ごとの創意工夫を活(い)かすための、地方分権改革です。大都市制度の改革を始め、地方に対する権限移譲や規制緩和を進めます。また、「地域の元気づくり」を応援します。

第183回国会答弁（国出先機関関係）

平成25年3月8日 衆議院予算委員会

日本維新の会 松良 健太 議員

総理、簡単にですね国の出先機関、自民党が道州制基本法をおまとめになるにあたって第3次中間報告をまとめた時にも原則廃止するというようなこともありましたけども、これからの出先機関の在り方についての、本当に将来的に廃止していくべきなのかどうかということを、道州制下においてどうお考えかを伺いたいと思います。

安倍内閣総理大臣

出先機関につきましては、出先機関の機能を移譲する法案に対して、市町村から、大規模災害発生時の危機管理体制などに関する慎重な意見が表明されてるのはご承知のとおりだろうと思います。

私自身も直接そのような声を伺っております。この法案の取扱いについては、与党の基本的な考え方を踏まえ、地方の声も伺いながら、慎重に検討を行う必要があると思っておりますが、今の質問は、出先機関をどうするかという大きな考え方なんだろうと思います。

ちょうど今日ですね、地方分権を政府一体で推進するため、私を本部長として全閣僚で構成される地方分権改革推進本部を立ち上げたばかりでございます。今後、この本部を中心といたしますて、まずは国の出先機関から地方への事務・権限の移譲等必要な取組について、これまでの経緯や地方の声なども踏まえて、検討を進めていきたいと思っております。

平成25年3月4日 衆議院本会議

日本維新の会 藤井 孝男 議員

日本維新の会は、道州制を含む地方分権を強く主張していますが、それは、公共事業や保育などは地方に任せ、外交・安全保障や危機管理、マクロ経済政策など国の役割を絞り込み、国の機能を強化すべきだと考えているからであります。保育園の設置基準について一々介入することが国の仕事だとは到底思えません。

その改革の第一歩が、国の出先機関の改革です。実際、関西広域連合は、地方整備局などの移管を強く求めています。先の民主党政権において閣議決定された、国の地方出先機関を広域連合に移管する法案を安倍政権としてはどうするつもりなのか。総理に伺います。

さらに自民・公明両党は、政権公約に道州制を高々と掲げ、出先機関を原則的に廃止することを前提に、すでに道州制基本法案をまとめております。

日本維新の会でも、道州制基本法プロジェクトチームを設置し、精力的に詰めの作業を行っています。この法案が、国会に提出されるのであれば、わが党は全面的に協力する用意があります。既に完成している道州制基本法案を今国会に提出されるのか。もし今国会に提出できないのであれば、その理由は何か。安倍総理に伺います。

安倍内閣総理大臣

出先機関の機能を移譲する法案と道州制についてのお尋ねがありました。

出先機関の機能を移譲する法案の取扱いについては、市町村から、大規模災害発生時の危機管理体制などについて慎重な意見が表明されており、与党の基本的な考え方を踏まえ、地方の声も伺いつつ、慎重に検討を行う必要があると考えています。

道州制の導入は、地域経済の活性化や行政の効率化などを目指し、国の在り方を根底から見直す大きな改革です。

道州制基本法案は、早期の制定を目指し与党で議論が行われています。その議論が集約され次第、法案が国会提出されることとなると考えております。今後、政府としても連携を深め取り組んでまいります。

平成 25 年 2 月 19 日 参議院予算委員会

日本維新の会 片山 虎之助 議員

我々日本維新の会と自民党はかなり政策が似てるんですよ。ただ、似てるけれども、泣き所はですね、地方分権改革なんですよ。どうも地方分権改革に、安倍第二次政権はですね、関心がちょっと低いのではないか、と。一生懸命やろうという姿勢があるのか、と。こういう感じがするんですよ。

その一つが、先ほど吉田さんが言った地方公務員の給与の削減問題なんですよ。・・・(略)・・・私は、今のやり方は分かってないと思う。それが、地方分権について安倍政権がもう一つだ、というところですが、総理、どうですか。

安倍内閣総理大臣

まさに、片山大臣の弟子である新藤大臣がですね、精神に則って、こうした策を推進しているわけありますから、どうか精神についてはご理解をいただきたいと、このように思うわけであります、第一次安倍内閣におきましてもですね、地方分権改革推進法を成立させまして、そして推進委員会を設置したわけありました。地方分権をしっかりと進めていく、この精神においては我々もですね、他の内閣に負けないつもりで取り組んでいきたいと、このように考えております。

片山 虎之助 議員

・・・(略)・・・あとは国の地方出先機関の移管ですね。全部ではありませんよ。そういう仕組みがあるんですよ、広域連合に。これについては、法案は前の政権が作ったんだけどもう一度出すか、出さないなら新たな国の権限や事務やそういうものの移譲、財源の移譲のね、仕組みを何か作ってください。

それから一括交付金はね、民主党が作ったのは評判が悪かった。悪かったけど、狙いはいいんですよ。だから、それがだんだん改善されてきて地方もなじんできたときに、ばさっとやめるというのはね、これはいくらなんでも地方分権に対する逆風だと思いますよ。最後に一言約束してください。

安倍内閣総理大臣

都道府県の声と市町村の声、微妙に違うところもございますので、そうした声によく耳を傾けながら、今片山先生がおっしゃった課題について、検討していきたいと思います。

平成 25 年 2 月 8 日 衆議院予算委員会

日本維新の会 鈴木 望 議員

先の民主党政権では、平成 22 年 6 月の閣議決定の地域主権戦略大綱で国の出先機関の原則廃止の方針を掲げまして、出先機関の改革に取り組まれました。そして、糾余曲折を経た結果、昨年 11 月 15 日に「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」が閣議決定されました。・・・(中略)・・・この法案は国会に未提出の状況となっております。

・・・(中略)・・・懸案の国の出先機関の廃止に向けて、一步ではありますが、前進ではあると、地方自治に身を置いたものとしては、素直に評価を出来ることも事実でございます。新藤大臣にお尋ねしますが、この法案を安倍政権ではどう評価し、どう扱うおつもりなんでしょうか。

新藤内閣府特命担当大臣

この法案につきましては、閣議決定されましたが、国会に未提出という状態であります。しかも、この法案に対しまして、まず全国市長会の方からは、これは国と地方の役割分担の在り方、また危機管理体制等について、丁寧な議論が必要であるにもかかわらず、衆議院が解散されるという状況のときに、法律案の閣議決定を行ったことは、基礎自治体を重視した地域主権改革の推進を標榜する政府の姿勢に反するものであり誠に遺憾であると。それから町村会の方からも、同じような趣旨で、災害時の危機管理体制が機能する

のか、手挙げ方式によって、一つの国の中で、この特定広域連合を担う地域と、引き続き国が担う地域が混在するといった問題が出てきております。

ですから、私としては、これ地方分権は進めいくんです。検討はしたいというふうに思っておりますが、いずれにいたしましても、地方の声も踏まえて、また、私ども政府与党内のしっかりとした声も踏まえまして、これは対応していきたいと思っております。

鈴木 望 議員

今御答弁をいただきましたとおり、確かに、この法案につきましては、特に、地震、台風、水害等の広域災害が起こった場合に、地方自治体の寄り合い所帯である特定広域連合が果たしてきちんと災害に対応できるのか等々の問題が指摘をされまして、基礎自治体の一部が反対をしていたのも事実でございます。

この場でこの法律案の中身について議論するつもりはございませんが、一点だけお尋ねをさせていただきたいと思います。

確かに、広域災害が起こった場合等の問題等が指摘されておりました。それを受けたて法案では、非常事態における管轄行政機関の長は、特定広域連合に職員の派遣、その他必要な措置を要請、指示することができる旨の規定を設けて、対応しているわけでございます。

批判に応えて、広域災害対応力の強化を、法案の中でも、この仕組みの中でも図っているわけですが、これについては、どう評価をされるでしょうか。

新藤内閣府特命担当大臣

まず、検討は総合的、全体に行われるべきものであって、今の御指摘については、まだ検討中ということです。

また、あわせて、反対の声もありましたが、九州地方の知事会であるとか関西広域連合からは進めてほしい、こういう要望もあります。ですから、それも含めて、もう一回リセットして検討しなくてはならないだろう、このように思っています。

鈴木 望 議員

色々な指摘・問題があるにせよ、まがりなりにも国の出先機関の一部が地方に移っていく、そういう仕組みができるのも事実でございまして、例え、小さな一步であるにしても出先機関廃止に向けて前を向いて具体的な提案がなされているわけあります。

この法案、実は自民党のJ-ファイル2012を見させていただきますと、「民主党が進める国の出先機関の特定広域連合への移管には反対し、地方出先機関の広域災害対応力の一層の強化を図るとともに、国と地方の在り方と道州制の議論を整理します」と書いてあるわけあります。

ここから読み取る限り、自民政権はこういった仕組みに消極的ではないのかなというふうに抨察をするわけでありますが、国の出先機関は安倍政権として今後どう具体的に整理を進めていくつもりなのか、お聞かせをいただきたいと思います。総理、よろしくお願ひいたします。

安倍内閣総理大臣

先ほど総務大臣からお答えをいたしましたように、確かにですね、この地方支分部局の廃止については一部の市町村から強い反対の声があったのも事実であります。事実、私がかつて訪問した福島のある市長からはですね、メールで、これはもう止めてもらいたいと。つまり、大規模災害の時の対応がこれじゃできないじゃないか。アドホックにですね、広域連合にその場で作ったって、それはうまくいくはずはないという強い要請がありました。かつですね、それは国の出先機関はなくなってしまって、それぞれの県庁が出て行ったものができれば同じことではないか、かつ上手く機能しないのではないかという感想が述べられていたわけであります。

しかし、今までのこの質疑の中で議員がおっしゃっている問題意識も、確かに私も理解をしているわけであります。そうした様々な議論や今までのそうした問題点に対する議論の積み重ね、地方の声にもよく耳を傾けながら、我々基本的には地方分権を進めていくという、その在り方を検討していきたいとこのように思っております。

平成25年1月31日 参議院本会議

生活の党 鈴木 克昌 議員

中央が全てを決めて地方に押し付ける中央集権体制は、国民の声に応えられなくなっています。行政の権限と財源を地方に大胆に移すべきです。特に、国の補助金は原則、自主財源として地方に交付すべきです。それにより地域経済を活性化させ、デフレ脱却を促進することができます。(中略)

大胆な統治機構の改革を行い、予算執行の仕組みを変えることで、地域で必要な事業は地域の自主性を尊重する形で行えるようになるのです。これこそが、真の意味での地域経済活性化を行う経済対策と言えましょう。
このような大胆な統治機構の改革について、安倍総理はどのように考えるのか、お答えください。

安倍内閣総理大臣

国と地方に関する統治機構の改革についてのお尋ねがありました。

国は、国家の本来的任務を重点的に担うようとする一方で、地方は自らの発想で特色を持った地域づくりができるようにすることが重要です。国と地方の役割分担を見直し、引き続き、国から地方へ事務・権限を移譲するなど地方分権改革を進めてまいります。

出先機関の移管 維新、法案提出へ

橋下氏が表明

日本維新的会共同代表の橋下徹大阪市長は2日、関西広域連合（連合長・井戸敏三兵庫県知事）が大阪市内で開いた首長会合で、国内の出先機関を広域連合などに移すための関連法案を今国会に提出することを表明した。広域連合も、法案に賛同する意見書を今月中にもまとめる。支援する。

橋下市長は「出先機関改革を引っ張つてきた広域連合が後押ししてほしい」と要請。井戸連合長は「バック

アップする対応を取りたい」と応じた。
出先機関改革について
は、政府が昨年、衆院選直前に関連法案を閣議決定したが、法案提出には至っていない。

13/03/02 13:29 NG035 時事通信

◎出先機関法案、成立を後押し＝維新提出の場合には一関西広域連合

関西広域連合は2日の首長会合で、日本維新的会が今国会に出先機関改革法案を提出した場合には、成立に向け後押しすることを決めた。出先機関の地方への移管を求める意見書を3月中旬にまとめ、改めて国に同連合の主張をアピールする。

この日の会合で、橋下徹大阪市長（維新共同代表）が、維新として同法案を国会提出する方針を説明。協力を求めたのに対し、「バックアップするような対応を取る」（連合長の井戸敏三兵庫県知事）ことで合意した。

同法案は国土交通省地方整備局、経済産業省経済産業局、環境省地方環境事務所の3機関を、複数の都道府県で組織する「特定広域連合」に移管するのが柱。関西広域連合などの要請に基づき、民主党政権が衆院解散直前の昨年11月に閣議決定したものの、国会提出を見送っていた。（了）

2012 各政党の政権公約（地方分権・道州制関連）

自由民主党 「J-ファイル2012 自民党総合政策集」(抜粋)

I. 復興と防災

2. 国土強靭化

17 国民の生命と財産を守る「国土強靭化」の推進

民主党が進める国の出先機関の特定広域連合への移管は反対し、地方出先機関の広域災害対応力の一層の強化を図るとともに、国と地方のあり方と道州制の議論を整理します。

IX. 地方の重視・地域の再生

1. 地方行財政・地方分権

230 地方分権の推進策

地方分権改革の当面の推進策として、①地方分権改革推進委員会の第3次勧告を踏まえ、義務づけ・枠付けの見直しを実施、②地方公共団体の安定的な財政運営に不可欠な地方税、地方交付税等の一般財源を確保、③直轄事業を基幹的・広域的な事業に限定するとともに自治体との事前協議・情報開示の徹底などを基本として、直轄事業負担金制度を抜本的に見直します。

231 分権の推進に伴う地方の機能強化

国と地方の徹底的な議論が行えるよう、全国知事会など地方六団体の法的位置づけの明確化を図ります。また、地方分権の推進に伴い役割が拡大する地方議会の諸機能を充実・強化するとともに、政治活動との区別を踏まえたうえで、住民意思の把握などを含めた地方議会議員の職責・職務の範囲を法制化し、明確化することを目指します。

232 地方税財政の充実

地方財政の厳しい状況に鑑み、地方一般財源の充実・強化を図るため、税制の抜本改革に取り組む際には、地方消費税の充実、地方交付税の法定率の見直し、地方法人課税による地域間税源の偏在是正などを検討します。

これらにより、臨時財政対策債の増大を抑制し、財政の健全化を目指します。

XI. 政治・行政・党改革

306 中央省庁改革

平成13年の省庁再編の主な目標は、官邸機能の強化と縮割り行政の弊害除去でした。10年余りを経過した現在、この目標が達成できているのかを検証します。さらに、この間の行政需要の変化や今後の動向を踏まえながら、国家統治の観点から国と地方が果たすべき役割の見直し、効率的で機動性、柔軟性ある行政機構を目指し、行政機能の地方移転を含む省庁再々編といった“これからのかたち”をつくる中央省庁改革を政治主導で実行します。こうした行政を効率化・最適化するための改革の計画立案、実行、さらに改革進行の監視と定期的な機構や制度の点検をするため、現在、政府内で多くの組織に分かれている行政改革機能を集約した「行政改革推進会議」を重要政策会議として内閣府に設置します。改革計画は、会議発足から1年内に総合的、戦略的なものとして立案し、3年以内に立法措置を行います。

XII. 宪法・国のかたち

323 道州制の推進

道州制は、まさに國のあり方を根底から見直し、統治構造を根本から改める改革です。中央集権体制を改め、地方分権型国家を構築し、地域経済社会の活性化、多極型国土の形成、中央・地方全体の行財政の効率化、二重・三重行政の解消によりムダをなくし、真の行政改革を進めます。

国は、國家の存立の根幹に関わるもの、国家的危機管理その他国民の生命、身体及び財産の保護に國の関与が必要なもの、國民經濟の基盤整備に関するもの並びに真の全國的な視点に立って行わなければならないものに國家機能を集約し、その強化を図ります。道州は、従来の国家機能の一部を担い、国際競争力を持つ地域経営の主体として構築するとともに、基礎自治体は、住民に身近な地方公共団体として、住民に直接関わる事務について自ら考え、自ら実践できる地域完結性を有する主体として構築します。

このため、道州制基本法を早期に制定し、その後、5年以内に道州制の導入を目指します。

公明党 「衆院選重点政策 manifesto2012」(抜粋)

2 新しい、住民本位の「国のかたち」へ。

道州制・政治改革・行政改革で日本を新しく

これまでの中央集権的な日本の統治機構のあり方を改め、住民本位の行政サービス提供に寄与する「地域主権型道州制」の導入と、国民目線の政治・行政改革を実現します。

1 地域に活力。「地域主権型道州制」を導入。

1. 「道州制基本法」を制定

地域の活性化、より充実した行政サービスを実現します。そのために、これまでの中央集権的な日本の統治機構のあり方を一新。「国一道州一基礎自治体」の三層構造へと改革する道州制の導入を推進します。

国の権限を広く移譲する分権改革によって、効率的で国際社会の変化に戦略的に対応できる行政を推進します。さらに、国家公務員および国会議員の大幅削減など大胆な行政改革・国会改革につなげます。その第一歩として、早期に「道州制基本法」(仮称)を制定。内閣に道州制推進本部を設置します。

2. 「道州制国民会議」で、幅広い意見を集約

国民的議論を経た道州制移行を推進するため、道州制推進本部長(内閣総理大臣)の諮問機関となる「道州制国民会議」を設置します。約3年かけて幅広い議論を集約した上で、その後2年をめどに移行に向けた必要な法的措置を講じます。

民主党 「2012年 民主党の政権政策 Manifesto (マニフェスト)」より

5. 政治への信頼回復は、身を切る改革から

5. 3年間で大きく進んだ地域主権改革を、さらに大胆にすすめる

- 義務付け・枠付けの見直しをさらにすすめる。条例制定基準はできるだけ「参酌基準」とし、条例制定権の拡大を図る。
- 市町村への権限移譲をさらにすすめる。特に土地活用など、まちづくりの権限移譲に力をいれて取り組む。
- 大都市制度を見直し、都道府県から政令市への権限と財源の移譲をすすめる。
- 地域自主戦略交付金(一括交付金)を拡充し、地方にとってさらに使い勝手のよいものにする。
- 地域主権戦略大綱を着実に実行する。さらに、地方や国民の声を十分に聞きながら、中長期的な視点で道州制を検討する。

3 国家のシステムを賢く強くする

=基本方針=

- ・国の役割を絞り込み（外交・安全保障、危機管理、マクロ経済政策等）、国の機能を強化する
- ・中央集権の打破＝内政は地方政府へ＝究極は道州制＝消費税の地方税化・地方共有税（新たな財政調整制度）の創設
- ・内閣機能強化＝人事権・予算編成権・組織編成権（各府省の設置法をすべて政令化）の内閣への一元化

=政策実例=

中央集権体制から道州制に移行する

- ・地方分権→大阪都構想→道州制
- ・迅速な意思決定、政治エネルギーの集中投下
- ・国の役割を絞り込み、国の機能強化と地方の自立

行政のガバナンスルールを変える

- ・霞が関改革（内閣による機動的な組織再編、人事権の一元化、公務員採用戦略等）
- ・各府省の設置法をすべて政令化→内閣による弾力的な省庁再編。
- ・財務省主計局から新設の内閣予算局に予算の企画立案機能を移管する。
- ・人事院、総務省（人事・恩給局及び行政管理局管理官）、財務省（主計局給与共済課）を統合し、内閣人事局を設置。

「維新八策(各論) VER1.01」より

1. 統治機構の作り直し～決定でき、責任を負う統治の仕組みへ～

【理念・実現のための大きな枠組み】

- ・中央集権型国家から地方分権型国家へ
- ・難問を先送りせず決定できる統治機構
- ・自治体の自立・責任・切磋琢磨
- ・国の役割を絞り込み、人的物的資源を集中させ外交・安全保障・マクロ経済政策など国家機能を強化する
- ・内政は地方・都市の自立的経営に任せる
- ・国の仕事は国の財布で、地方の仕事は地方の財布で
- ・倒産のリスクを背負う自治体運営
- ・国と地方の融合型行政から分離型行政へ

【基本方針】

- ・首相公選制(人気投票的になることを防ぐ方法を措置)
- ・現在の参議院廃止を視野に入れた衆議院優位の強化
- ・首相公選制とバランスのとれた議会制度
- ・国会の意思決定プロセスの抜本的見直し
- ・政府組織設置に関し、法律事項から政令事項へ
- ・道州制を見据え地方自治体の首長が議員を兼職する院を模索(国と地方の協議の場の昇華)
- ・条例の上書き権(憲法94条の改正)
- ・地方財政計画制度・地方交付税制度の廃止
- ・消費税の地方税化と地方間財政調整制度
- ・自治体破綻制度の創設
- ・都市間競争に対応できる多様な大都市制度＝大阪都構想
- ・道州制が最終形

V 「地域主権型道州制」で格差を是正する！

一 「3ゲン」を移譲し、消費税は地方の財源に一

日本では長らく、官僚が全国を画一的に支配する中央集権体制がまかり通っていました。その結果、地方が持っている個性や多様性は無視され、地方は衰退の一途を辿るばかりです。

みんなの党は、「脱中央主権」を進めます。中央集権型でもない、連邦型でもない、まさに地方重視・地域住民主体の「地域主権型道州制」を我が国の「新しい国のかたち」としていきます。

東京の霞ヶ関で仕事をしている官僚では、地域実情に疎く、すべてに最善の施策を打つことができません。地方を元気にするためにには、国民に最も身近な地域が主体となり、地域住民のために政治を行っていくことが不可欠だと私たちは考えます。

「新しい国のかたち」のもとでは、国、道州、基礎自治体の役割分担を明確に定めます。国が担ってきた仕事の多くは基礎自治体へと移譲されます。中央官庁は必然的に解体・再編され、官僚主導は終焉します。道州の役割は、基礎自治体では対応できないインフラ整備、災害対策等の広域行政です。一方、基礎自治体に代わって、民間のNPO等が仕事の一部を担います。

そうした新しい行政の仕組みをつくるためにも、3ゲン（権限・財源・人間）を地方へと徹底的に移譲することが必要不可欠です。これまでのような「国のヒモ付き補助金の一括交付金化」では、中央による地方への統制が続くだけで、地方が真に独立していくことができないからです。

みんなの党は真の地域主権を達成するため、2012年3月29日に「道州制への移行のための基本法案」を参議院に提出し、「地域主権型道州制」実現に向けて先頭に立ってきました。今後10年以内に地域主権型道州制への完全移行を果たし、中央集権を打破することを私たちは目指します。

A 地方が主役の統治システムを構築する

1. 地方自治体へ3ゲン（権限・財源・人間）を移譲し、地域のことは地域で決定

- ①「ひも付き補助金」と「地方交付税」を廃止。地域主権型道州制を導入した際には、消費税等を地方自治体へ完全移譲する。
- ②「地方交付税」の廃止に伴い、国主導ではない自治体間の財政調整の仕組みを法制化する。
- ③国の直轄事業は段階的に縮小・廃止し、地方へと移管。地方の負担金は2014年度から維持管理費負担金を廃止し、本体部分も直轄事業の地方移管に伴い廃止する。
- ④地方自治体事務に対する国の「義務付け・枠付け」を廃止し、自治立法権、道州・基礎自治体の課税自主権、住民参加等が保証された地域政府を確立する。
- ⑤以上の地域主権改革の進め方については、国と地方自治体との協議（自治体からの提案権を含む）等の法的枠組みを設けて具体的に決定。国が首長代表者を選定して協議の場を設けるのではなく、地方の側が主体的に意見を述べられる場を設定する。
- ⑥地方公務員制度改革においても、国家公務員に準じて地方自治体主導で実現する。

2. 地域主権型道州制実現に向けての先行的施策を推進

- ①安全保障や司法等国に残る業務を除き、都道府県単位に置かれる国の出先機関廃止によるスリム化を促進する。
- ②市町村・都道府県・国の三重行政の弊害を解消。基礎自治体が主体となる事務については、広域行政の指導調整を一本化し、基礎自治体・国の二層式行政システムを導入する。
- ③地域主権型道州制によって飛躍的に地方自治体の位置づけが高まるという観点からも、外国人参政権の付与には反対。参政権行使には日本国籍を取得。

B 地域主権型道州制に合わせた霞ヶ関改革を断行する

1. 「新しい国のかたち」を実現

- ①10年内に「地域主権型道州制」へと移行。
- ②内閣に道州制担当専任大臣を置き、地域主権型道州制の理念、実現までの工程表、地方の代表も参加した遂行機関の設置等を明記した「道州制基本法」を早急に制定する。
- ③10年内の地域主権型道州制確立に向け、4年内に地方への財源移譲の道筋をつける。現在、「6:4」である国と地方の歳入比を大幅に改め、国・道州・基礎自治体が「2:3:5」の割合で歳入を得られる仕組みを目指す。第一歩として2014年度には、国と地方の財源配分「5:5」を実現。その後も、財源移譲に伴い地方配分比率を引き上げていく。
- ④地域主権型道州制との関係で、国会の立法事項を限定する。

2. 霞ヶ関を解体・再編

- ①中央官庁の役割を外交・安全保障、通貨、マクロ経済、社会保障のナショナルミニマム等に限定して大幅に縮小。国に残す機能を強化する一方で、現在の省庁を大幅に再編・削減します。
- ②地方出先機関は一部（徴税、海上保安庁等）を除いて先行的に移管又は廃止する。
- ③上記に伴い、2014年4月以降の消費税増税法は廃案とし、消費税、法人税等の税財源、国の資産・負債を再編成。消費税は地方に完全移譲し、地方の基幹・安定財源とする。